

第2章 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

第1節 安心して妊娠・出産できるように

1. 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を確保する

1) 妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減等

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、平成20年度第2次補正予算や平成22年度補正予算において、妊婦健診を必要な回数（14回程度）受けられるよう、それまで地方財政措置されていなかった9回分について、支援の拡充を図っており（全ての市区町村で14回以上の公費助成を実施（2011（平成23）年12月現在））、平成23年度第4次補正予算において、2012（平成24）年度についても、公費助成を継続することとした。

2012年度には、流産を2回以上繰り返す習慣流産など、いわゆる「不育症」についても、不妊専門相談センターに相談員を配置し相談支援や普及啓発等を行うことにしている。

2) 周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保

(1) 周産期医療体制の充実

リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療が適切に提供されるよう、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを整備し、地域の分娩施設等との連携を確保する等により、周産期医療体制の充実を図っている。

(2) 周産期救急搬送受入体制の確保

周産期救急医療については、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの整備等を進めてきたところであり、妊産婦死亡率や新生児死亡率の改善が図られてきた。

3) 産科医療補償制度

安心して産科医療が受けられる環境整備の一環として、2009（平成21）年1月から、産科医療補償制度が開始されている。

4) マタニティマークの普及啓発

普及啓発を推進するため、ホームページなど様々な機会を通して広く周知するとともに、交通機関、職場や飲食店などに取組への協力の依頼を行っている。

第2-2-1図 マタニティマーク



5) 相談支援体制の整備（妊娠・出産、人工妊娠中絶等）

妊娠や出産、人工妊娠中絶等の悩みを抱える方に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、「女性健康支援センター」等において、相談援助を行っている（女性健康支援センター：2011（平成23）年度42自治体）。

2. 不妊治療への支援に取り組む

1) 不妊専門相談センター

地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している（2011（平成23）年度：60自治体）。

2) 不妊治療に係る経済的負担の軽減等

体外受精及び顕微授精は経済的な負担が大きいことから、2004（平成16）年度から、次世代育成支援の一環として、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。

2007（平成19）年度から、給付額を拡大し（治療1回につき上限額10万円、年2回、通算5年まで）、所得制限を緩和（夫婦合算所得730万円まで）しているが、さらに、2009（平成21）年度より、給付額を治療1回につき上限額15万円まで拡大し、また2011（平成23）年度から、1年度目は年3回まで対象回数を拡大（通算5年、通算10回を超えない）している（2010（平成22）年度支給実績：96,458件）。

第2節 誰もが希望する幼児教育と保育を受けられるように

1. 待機児童の解消や幼児教育と保育の質の向上等を図る

1) 保育所待機児童の解消

2013(平成25)年度予算において、保育所の定員を約7万人増加するための保育所運営費を確保し、保育の量的拡充などを図ることとしている。

また、2008(平成20)年度第2次補正予算において都道府県に創設した「安心こども基金」について2012(平成24)年度予備費を活用し保育所整備などについて積み増し、事業実施期限を2013(平成25)年度末まで延長した。さらに、2012(平成24)年度補正予算において保育や地域の子育て支援の充実等についても積み増しと事業延長を行い、保育士の人材確保に向けて、保育士養成施設新規卒業者の確保と保育士の就業継続を支援する各種研修等への助成、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等により、従来より一層踏み込んだ取組を推進していくこととしている。

2) 多様な保育サービスの提供

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、夜間保育、病児・病後児保育事業等についても、引き続き推進を図っている。さらに、保育の供給増を図るため、地域の保育資源として認可外保育施設が認可保育所に移行するために必要な補助を行っている。

3) 家庭的保育(保育ママ)の普及促進

保育需要の増加に対応するため、家庭的保育事業(保育ママ。保育所等と連携しながら、保育者の居宅等において少人数の就学前児童を保育する)を実施する市区町村に対し、必要な経費の補助を行っている(2012(平成24)年度予算対象児童数:10,000人)。また、2011(平成23)年度から複数の家庭的保育者が同一の場所で実施する「グループ型小規模保育事業」を実施している。

4) 幼児教育と保育の質の向上

2011(平成23)年11月には、第三者評価を含め幼稚園の特性に応じた学校評価を推進するため、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を改訂した。

保育所については、子どもの視点に立ったサービスの向上を目指し第三者評価事業を推進している。

5) 子ども・子育て支援新制度

政府法案を平成24年通常国会に提出し、国会の審議過程で認定こども園制度の改善など、修正等がなされ、同年8月10日、子ども・子育て関連三法(「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)が成立し、同月22日に公布された。

新制度は、2015（平成27）年に予定されている消費税率10%への引き上げの時期に合わせ、早ければ2015年4月に本格施行となる予定である。

2．放課後対策に取り組む

1）「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の推進

2012（平成24）年度では、放課後子ども教室が10,098か所、放課後児童クラブが21,085か所での実施となっている。

2）放課後児童クラブの充実

就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ることとしている。

第3節 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

1．小児医療体制を確保する

1）小児医療の充実

小児医療については、近年の累次の診療報酬改定において重点的な評価が行われているところであり、2012（平成24）年度診療報酬改定においても、例えば、従来からある、一般向けの特定集中治療室（ICU）や新生児集中治療室（NICU）の評価に加え、新たに小児専門の特定集中治療室（PICU）に対する評価を新設するなどの措置を講じたところである。

2）小児慢性特定疾患治療研究事業等

治療の確立と普及を図り、あわせて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の自己負担分の一部を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。

2．子どもの健康と安全を守る

1）予防接種

対象疾病の追加（ヒトパピローマウイルス感染症、小児の肺炎球菌感染症、Hib感染症）等を内容とする「予防接種法の一部を改正する法律案」を第183回通常国会に提出し、同法案は2013（平成25）年3月に成立、4月1日より施行された。

2）こころの健康づくり

様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を2008年度より3か年のモデル事業として実施してきたところであり、2011（平成23）年度においては、本モデル事業の成果を踏まえ、「子どもの心の診療ネットワーク事業」として事業の本格実施を行っている。

3) 性に関する科学的な知識の普及と発達段階に応じた適切な教育

政府では、学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会等を行ったところである。

4) 「食育」の普及促進

2011(平成23)年3月には、2011年度から2015(平成27)年度の5年間を期間とする新たな基本計画が決定されたところである。

5) 子どもの事故防止

(1) 子どもの事故予防のための取組

2010年度から、子どもの事故予防強化事業において、家庭内における子ども(特に乳幼児)の事故予防のためのパンフレット等を両親学級や集団健診等の場において配布・説明するなど、保護者等に対する意識啓発を行っている。

(2) 遊び場の安全対策の推進

都市公園における遊具については、安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を2008(平成20)年8月に改訂し、各施設管理者への周知徹底を図っている。

(3) 建築物等の安全対策の推進

多数の者が利用する特定の特殊建築物等について、建築物等の所有者等による維持保全計画の作成、定期報告制度等を通じ、適切な維持保全及び必要な改修を促進している。

6) 犯罪等の被害の防止

(1) 子どもの犯罪等の被害から守るための取組の推進

2012(平成24)年度において、子どもたちが安心して教育を受けるために、学校安全ボランティア等を効果的に活用する仕組みを整備することにより、地域社会全体で、子どもの安全を見守る体制の充実を図るとともに、通学時に自ら安全な行動をとれるようにするため、小学生を対象とした教育教材の作成を行っている。

(2) 「安全・安心まちづくり」の推進

「安全・安心まちづくり」の一環として、子どもに対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園、地下道、空き家等における危険箇所の把握・改善に努めるとともに、街路灯や防犯カメラの整備を促進するなど、子どもが犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進している。

(3) インターネットに係る有害環境から子どもを守るための取組の推進

子どもが使用する携帯電話等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及を目指して、携帯電話販売店等の事業者に対する指導・要請、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動等の取組を推進するなどしている。

7) 子どもの健康に影響を与える環境要因の解明

2010(平成22)年度より、「子どもの健康と環境に関する全国調査」(以下「エコチル調査」

という。)を行っている。

第4節 ひとり親家庭の子どもが困らないように

1. ひとり親家庭への支援を推進する

1) 子育て・生活支援

母子及び寡婦福祉法において、保育所に入所する児童を選考する際のひとり親家庭の子どもに対する特別な配慮を地方公共団体に義務づけているほか、放課後児童クラブの利用についても、ひとり親家庭の子どもは利用の必要性が高いものとして、優先的な取扱いを行うよう地方公共団体に通知をしている。

また、ひとり親が疾病、技能習得のための通学等により、一時的に介護、保育や日常生活に支障が生じた場合に家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣等を行う母子家庭等日常生活支援事業等を実施している。

2) 就業支援

母子家庭の母等の経済的な自立が図られるようにするため、就業支援として、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業等を実施している。

3) 経済的支援の充実

母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給するほか、母子家庭等の生活や子どもの就学に必要な資金等について貸付を行う母子寡婦福祉貸付金の貸付を行っている。

4) 養育費の確保等

2011年6月に公布された民法改正（明治29年法律第89号、最終改正平成23年法律第74号）では、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、養育費の分担と親子の面会交流が明示された。

第5節 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

1. 障害のある子どもへの支援に取り組む

1) 障がい者制度改革推進本部における取組

「障害者基本法」の改正により、2012（平成24）年5月、障害者基本計画の策定又は変更に当たって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況を監視や勧告を行うための機関として、内閣府に「障害者政策委員会」が設置された。

2) ライフステージに応じた一貫した支援の強化

障害のある子どもに対しては、健康診査等によりできるだけ早期に障害を発見するとともに、児童福祉法に基づき、障害のある子どもに対し、治療や専門的療育を実施する児童福祉施設の整備及び機能強化を図り、療育体制を整備している。

3) 障害のある子どもの保育等

障害のある子どもに対して、日常生活における基本動作の指導や、集団生活の適応のための支援を行う児童発達支援や保育所等訪問支援を実施している。また、従来から引き続き、家族の休息などができるよう一時的に預かって見守る日中一時支援等を実施している。

4) 発達障害のある子どもへの支援の充実

発達障害児支援については、2005（平成17）年4月に施行された発達障害者支援法（平成16年法律第167号）を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るため、保健、医療、福祉、教育、就労等の制度横断的な関連施策の推進に取り組んでいる。

5) 特別支援教育の推進

インクルーシブ教育システムの構築という障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方については、中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において専門的な調査審議が行われその審議結果が、2012（平成24）年7月に、初等中等教育分科会報告として取りまとめられたところである。報告では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の在り方、就学相談・就学先決定の在り方、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等について提言されており、今後はこの提言等を踏まえ、特別支援教育を推進することとしている。

2. 児童虐待を防止するとともに、社会的養護を充実する

2-1 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、保護・自立支援に取り組む

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月に施行された児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号、以下「児童虐待防止法」という。）が、2004（平成16）年及び2007（平成19）年に改正され、制度的な対応について充実が図られてきた。しかし、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、2011（平成23）年度には5万9,919件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

2-2 社会的養護を質・量ともに充実させる

2011年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を開催して、社会的養護の短期的課題と中長期的課題について集中的に検討し、同年7月に、同委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。これに沿って、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、施設運営の質の向

上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護などを進めている。

3．定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちへの支援を推進する

1) 定住外国人の子どもに対する就学支援

外国人については、保護者が希望する場合には、その子どもを公立の小中学校等は無償で就学させることができ、その就学支援のための諸施策を行っている。

2) 自死遺児への支援

地域自殺対策緊急強化基金を活用して、地方公共団体において、自死遺児支援のためのつどいの開催等の取組を実施している。

4．子どもの貧困率への取組を行う

1) 子どもの貧困率について

最新の2010（平成22）年国民生活基礎調査での相対的貧困率は、全体で16.0%、子どもで15.7%となっている。一方、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は、14.6%であり、そのうち、大人が1人いる世帯の相対的貧困率は50.8%、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率は12.7%となっている。